

水産業制度資金融資方針及び運用の一部改正について

水産政策課 団体・金融担当

第1の(3)

(1) 改正内容

第1の(3)の漁業指導所による経営改善計画の審査及び指導の記述を削除する。

(2) 改正理由

令和元年度から高知県による沿岸漁業改善資金の貸付けが廃止されたことにより漁業指導所による審査や指導の必要がなくなったため。

第2の1の(5)

(1) 改正内容

第2の1の(5)の括弧書き内の「沿岸漁業改善資金の貸付け及び」を削除する。

(2) 改正理由

令和元年度から高知県による沿岸漁業改善資金の貸付けが廃止されたため。

第2の3の(1)

(1) 改正内容

中古船を購入する場合は、安全性及び耐久性を造船所等で証明されれば貸付の対象とする。その際、造船所等が安全性及び耐久性を証明する耐用証明書には、購入する中古船の利用可能な年数を記載すること。

(2) 改正理由

近年、水産庁による漁船導入を支援する補助事業により全国的に漁船の需要が増加している。そのため、中古船の船齢を縛ると漁船が確保できず操業に支障をきたすことになる。そこで、造船所等が安全性及び耐久性を証明した場合は貸付対象とする。また、償還期間を定めた箇所については高知県漁業近代化資金取扱要綱に規定されているため削除する。

第2の4の(2)

(1) 改正内容

第2の4の(2)の括弧書きの「沿岸漁業改善資金については、普通貯金も可。」の記述を削除する。

(2) 改正理由

令和元年度から高知県による沿岸漁業改善資金の貸付けが廃止されたため。